電波監理審議会(第1111回)議事要旨

1 日時

令和5年2月8日(水)15:00~16:33

2 場所

Web会議による開催

- 3 出席者(敬称略)
- (1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巌 (会長)、大久保 哲夫 (会長代理)、長田 三紀、林 秀弥、矢嶋 雅子

(2) 審理官

村上 聡、鹿島 秀樹

(3) 総務省

(情報流通行政局)

小笠原 陽一 (情報流通行政局長)、山碕 良志 (大臣官房審議官)、林 弘郷 (総務課長)、 飯倉 主税 (放送政策課長)、岸 洋佑 (放送政策課企画官)

(総合通信基盤局)

近藤 玲子(総務課長)、荻原 直彦(電波政策課長)、中村 裕治(移動通信課長)、 入江 晃史(移動通信企画官)

(4) 事務局

松田 知明(総合通信基盤局総務課課長補佐)(幹事)

宮澤 茂樹 (総合通信基盤局総務課課長補佐) (幹事)

4 議事模様

(1) 諮問事項(総合通信基盤局)

ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る省令案 (諮問第2号) 審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用に関する提言」等に基づき、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための制度の明確化や簡素合理化、免許手続の迅速化等の制度 改正について諮問するもの。

- (2) 諮問事項(情報流通行政局)
 - ① 日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

(諮問第3号)

審議の結果、諮問のとおり意見することが適当との答申をした。

【内容】

放送法第70条第2項の規定に基づき、令和5年度のNHK収支予算等に付する総務大臣の 意見について諮問するもの。

② 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案 (諮問第4号)

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の取りまとめ(令和4年8月公表)を踏まえ、マスメディア集中排除原則の規制の一部緩和を行うための省令案について諮問するもの。

(3) 報告事項(総合通信基盤局)

令和4年度携帯電話及び全国 BWA に係る電波の利用状況調査の調査結果の公表について、総務省から報告があった。

(4) 審議事項

令和4年度携帯電話及び全国 BWA に係る電波の有効利用の程度の評価結果案について審議を行い、意見募集を実施することとした。

(文責:電波監理審議会事務局)